

第 101 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 5 月 17 日 (月) 13:30~17:00

場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、村岡、長峯、岡田、佐々木、土谷、中川

(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、吉栖、平塚、川野、吹田、山内、前田、伊藤、矢尾

(コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 61 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ① 県は、第 60 回流域委員会の質疑で出された「質問」に対する県の回答を提示、説明の上、質疑・応答を行う。
- ② 県は、第 60 回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した一覧表を作成して配布する。
- ③ 論点の審議は、下流部築堤区間の残っているところから議論を始めて、時間の範囲内で進められるところまで進める。
- ④ 論点の審議の進め方は、第 60 回流域委員会資料 4-2 (武庫川水系河川整備計画 (原案) 等) に対する委員意見の分類) において、「a 論点」とされている意見を中心に進めることとし、各委員から当該意見に関する発言がなければ、県の回答を了解したものと扱うこととする。
- ⑤ 論点の議論の際には、整備計画 (原案) のどこに対応している意見かを示した上で議論することとする。
- ⑥ 論点の審議に関わる意見書は、議論の効率化のため、出来るだけ委員会当日の論点に合わせた内容のものを提出するものとする。
- ⑦ 県は、第 60 回以降に提出された論点に関する意見書について、意見番号、タイトル、意見者、意見提出日等の欄を設けた一覧表を作成する。
- ⑧ 委員会の終了時刻は 18 時まで延長し、この時間内で終了するように審議を進める。

(2) 今後の論点審議の進め方

- ① 県は、整備計画 (原案) の資料編について、次々回の委員会 (第 62 回流域委員会 : 6 月 22 日開催) で提示する。
- ② 県は、整備計画 (原案) の修文について、修文箇所のリストを作成し、提示できるものから委員会に提示する。
- ③ 今後、運営委員会では論点の議論整理とともに、修文作業の議論も行っていく。

(主な意見等)

① 論点審議の進め方に関すること

- ・議論を進めるスピードが遅くならないように気をつけなければいけない。
- ・意見に対する県の回答を了とするか否かにより議論が必要な項目を明確にすべきである。また、県と各委員が 1 対 1 で議論を交わすような審議ではなく、委員会として委員同士が議論すべきである。
- ・原案に対する修文はいつ頃出てくるのか。修文した案について委員が議論する機会があるのかどうかによって、今後のスケジュールが変わってくる。
- ・意見の反映方法には、河川整備計画資料編に記載することでよい場合と、本文に修正加筆が必要な場合と、両方に記載が必要な場合の 3 パターン考えられる。議論を早く進めるためにも資料編を速やかに提示していただきたい。資料編はいつ頃できるのか。

- ・資料編については、次々回の委員会で提示予定である。修文については、その内容が計画全体の相互に影響するため、個々の項目のみで修文を示すのは難しい。県内部で部局間の調整が必要な項目もあるため、修文作業の全体が把握できた段階で修文を示したい。(県)
- ・運営委員会では論点の議論整理と、修文内容の詰め議論を行う必要がある。運営委員会での修文作業に向けて、流域委員会で議論が完結した論点については、集約メモを作成してほしい。
- ・修文については、論点の議論が完了した意見については、どんな方向で修文を進めるかということ、修文をするにあたってどのような調整が必要かということを整理していただきたい。
- ・修文は出せるところから委員会に出していく方向とさせていただく。修文のリストを作成し、埋められるところは埋めていく。(県)
- ・意見とそれに対応する箇所の整備計画原案とを、照らし合わせて議論した方がよい。
- ・修文の段階までいかない基本的な意見と修文の段階の話とを分類したものが、第 60 回委員会の資料 4-2 である。委員会で議論がまとまった論点について修文作業をしていく。県が整理する際に委員会側も加筆修正の意見書を出せば効率的である。
- ・修文には河川整備計画の構成の修正も含まれる。構成は、修文内容の審議が終わってから議論する。
- ・県が作成した原案をベースに、委員会としてアレンジした原案を作成すればどうか。既存ダム活用が入れば大きく枠組みも変化する。
- ・河川整備計画の策定は県の仕事で、委員会が主体的に作成するものではない。枠組みや位置づけをはっきりさせる必要がある。特に既存ダム、遊水地のような数値に関わる議論は早く決める必要がある。
- ・流量配分に関する議論は次の流域委員会で議論する論点であり、数値に関する議論は先に議論することとなっている。原案はあくまで、河川管理者が作成するものであり、提言がきちんと反映されているかどうかを確認する作業を委員会で行っている。過不足等について議論し、修正加筆して原案をより良いものにしていくことが委員会の役割である。

② 第 61 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ・次回の流域委員会の終了時刻は 18 時まで延長したいが、それでよいか。(県)
- ・終了時刻は 18 時でよいが、できるだけ延長することのないように緊張感を持って進めることとする。
- ・論点の議論に関わる意見書は、できるだけ当日の議論に合わせた意見書を出していただく方が効率がよい。
- ・第 60 回以降に提出された論点に関する意見書については、意見番号、タイトル、意見者、意見提出日等の欄を設けた一覧表を作成願いたい。タイトルは意見内容と大きく違っていないかを確認し、場合によっては補足する。
- ・次回の流域委員会では、前回委員会で議論し、確認した事項を集約した一覧表を作成して配布する。第 60 回委員会の集約事項というタイトルで各委員が共有できるようにする。
- ・既に配布されている資料で、当日、委員に持参してもらった資料として、第 57 回以降に配布した過去の意見書を入れておいていただきたい。それについては、議事次第に記載せず案内に記載すること。

③ 論点の整理

(下流部築堤区間)

- ・掘削する部分としない部分のつなぎ目は放置しておいてよいのか。その部分について議論したい。
- ・河道計画の硬直化を緩和し、環境保全を図るための方法は粗度係数の見直しである。
- ・たった一度の洪水実績から求めた逆算粗度を計画粗度として採用できないので推定粗度により計画を立てている。今後、モニタリングを通じて必要な情報が揃えば、必要に応じて見直しをする。(県)
- ・粗度係数を見直すか否かは論点なのか。大出水のデータが 1 つしかないため検証ができない。そのため、モニタリングを実施して対応するしかない。
- ・今後のモニタリングの結果をどのように計画に反映させていくかということであれば、今後の議論になり得る。
- ・粗度係数については以前に相当な時間をかけて議論しており、一定の合意が得られている。現時点でこれ

以上審議しても議論の進展にはつながらない。

(既存ダム)

- ・青野ダムに余力があるという意見に関して、計画量と実績量に差があるように思う。計画と実績でどのくらい差があるかを示してもらいたい。
- ・既存ダムの活用は継続検討課題となっている。このような取り扱いでよいかが一つの論点である。それではだめだということになれば、それぞれのダムについての余力等の議論になるかと思う。
- ・既存ダムの活用については、調整が難しいというのが今の原案の内容であり、その内容を書くに至るまでのことが記載されているかどうかについては修文の議論になるかと思う。全体的なこと、各ダムの構造的な問題、治水容量、水質や正常流量に関すること等をまとめて議論できるようにしたい。
- ・納得できるかという議論と数値に関する議論は峻別した方が議論しやすい。
- ・数値に入れるべきかどうかを先に出すのではなく、意見が出て議論した段階で、次の段階として数値を変えるべきかという議論に入ることはないか。数値を変更できるかの議論は、納得できるかどうかの議論の後に出てくるものである。納得できなければ数値を変更する議論にまでおよぶ可能性がある。先に数値を変更するかどうかという議論をするのはおかしい。

(新規ダム)

- ・新規ダムについて、河川整備計画に記載すること自体の意味がよくわからない。
- ・河川整備計画に新規ダムが記載されていないのも不自然である。これまで計画に位置付けられてきたものが、なぜなくなったのかということが評価されなければおかしい。基本方針の中では洪水調節施設も位置付けられているので、将来課題として検討が必要であり、それをどのように表現するかが問題である。

(遊水地)

- ・遊水地の設定規模が、妥当かどうか論点である。また、提言に入っていない箇所への遊水地の設置についての意見も出ている。
- ・遊水地の議論は以前行っており、提言で遊水地をまとめたプロセスを踏まえた審議をする必要がある。

(流域対策)

- ・流域対策については分担量と、その分担量を正とした場合の分担方法が論点である。
- ・流域対策は総合治水の目玉であるが、治水対策の観点からだけの内容となっている。農業振興、地域防災、都市計画、森林保全等の観点から治水に貢献していくという姿勢が見えない。

(減災対策)

- ・21-1（情報提供体制の評価）と21-2（情報提供時の配慮事項）は一緒に議論するのが効率的である。

(整備計画（原案）、総合治水推進計画（県原案）の位置づけに関すること)

- ・個別の議論が一段落ついたところで計画の位置づけの議論に戻るといった流れで進める。

2 今後の委員会の日程について

第63回流域委員会以降の委員会の日程について議論し、以下のことを確認した。

- ① 現在、日程の決まっている第63回の流域委員会（7月5日）以降、8月末にかけて3回の委員会を新たに予定する。運営委員会は、基本として流域委員会と流域委員会の上に1回開催することとし、必要が生じれば臨時で開催する。
- ② 第63回の流域委員会以降の日程については今月21日までに全ての委員の日程を確認し、最も多くの委員が集まれる日を候補とした上で微調整を行う。その上で第61回委員会までに開催案を作成し、委員会当日に日程を確認し、決定する。

(主な意見等)

- ・論点の審議については、次回の61回委員会は、下流部築堤区間の残っているところから議論を始めて、順調に進めば既存ダムあたりまで。62回委員会は新規ダム、流域対策、遊水地までいければ上々か。63回委員会は減災対策、環境、推進体制。第64回委員会で計画の位置づけになると思われる。このペースで進むと、スムーズにいても64回まで論点の議論が残る形になる。第65回で詰めの議論をして、並行して修文作業が

できれば、第 66 回委員会でとりまとめの議論に入ることができるかもしれない。このように、その後の運営を考えると、順調に進んでも、第 63 回委員会以降さらに 3 回は委員会を現時点で追加する必要があると考える。

◆ 第 101 回運営委員会配付資料

(武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について)

資料 1 第 61 回武庫川流域委員会次第(案)

(武庫川水系河川整備計画(原案)に対する論点の整理について)

資料 2-1 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え(統合版)

資料 2-1(参考) 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え(統合版)

資料 2-2 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見の論点整理表

(武庫川水系河川整備計画(原案)に対する論点の整理について)

1 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)

(第 60 回流域委員会資料 資料 4-1)

2 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見の分類

(第 60 回流域委員会資料 資料 4-2)

3 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点項目

(第 60 回流域委員会資料 資料 4-3)

(武庫川水系河川整備計画(原案)の論点に関する委員意見)

4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書

(第 60 回流域委員会資料 資料 5)

(武庫川水系河川整備計画(原案)の論点に関する委員意見)

資料 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その 2)

(運営委員会現地視察について)

資料 3 運営委員会現地視察の開催報告